		所管課	+= // /= /+ =	+n// - +-//	+7// A +7 / -7 /	+= // - /= // / /	随意契約とした理由	地方自治法施行令
番号	所管部局	(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	(具体的かつ詳細に記載)	適用条項
1	議会事務局	議会事務局	H19.4.2	平成19年度議会受付業務等委託料	7,943,000	長崎中江戸町2-13  長崎県議会議員互助会   今月   本永美吉	長崎県議会議員互助会は、営利を目的とせず、円滑に議会運営を行うために設立された団体である。本業務は議員及び来客対応等、本来県で行うべき公的業務であるが、長崎県議会議員互助会は設立時から本業務を専門に行っており、内容に精通して信頼がおけるので委託先として最適であるため。	第167条の2第1 項第2号
2	議会事務局	議会事務局		平成19年度新聞広報「県議会ながさき」 掲載料	4,394,586	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役 松平和夫	県議会活動をより多くの県民に周知するためには、 県内販売部数第1位の新聞へ掲載することが、最も 妥当であり、これを満たすのは長崎新聞であるため。	第167条の2第1 項第2号
3	議会事務局	議会事務局	H19.4.6	平成19年度新聞広報「県議会ながさき」 掲載料	合) 835,800		多〈の県民に周知を図るため、県下販売部数第2位 である西日本新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
4	議会事務局	議会事務局	H19.4.10	平成19年度新聞広報「県議会ながさき」 掲載料	807,990	長崎市築町1番7号 株式会社 長崎毎日広告社 代表取締役社長 湯地 秀哉	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回)と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の中から、順次1紙を選定することとしており、今回は、毎日新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
5	県議会事務局	県議会事務局	H19.5.29	平成19年度新聞広報「県議会ながさき」 掲載料	855,288	長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長 崎支社 支社長 川浪 修	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回)と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の中から、順次1紙を選定することとしており、今回は、読売新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表 部局名:議会事務局

H19.9.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県議会事務局	県議会事務局	H19.7.20	平成19年度新聞広報「県議会ながさき」 掲載料	892,500	長崎市月7月前8-22 株式会社 朝日広告社 長崎支社 支社長 岩永 淳	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回)と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の中から、順次1紙を選定することとしており、今回は、朝日新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円